

TAC京都校 駐輪場利用規約

TAC株式会社 京都校の駐輪場利用をお申込みいただくには、以下の申込規約に従っていただくことになりますので、予め内容をよくお読みになり、ご理解いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いいたします。

第1条(利用資格)

- 1.本規約により定める駐輪場は、TAC株式会社(以下「当社」といいます)とTAC申込規約に基づき受講契約を締結した受講期限内の会員の専用駐輪場(以下「当駐輪場」といいます)とします。
- 2.当駐輪場の利用資格は、利用契約時点において、当社通学講座の本科生・パック生を京都校登録で受講されている方(税理士講座は、単科生も含みます)かつ、自転車保険に加入している方を対象とします。

第2条(利用契約)

- 1.当駐輪場の利用を希望する当社の会員は、当社京都校にて申込手続き及び所定の利用料を支払い、当社が申込書を受領することにより、駐輪場の利用契約(以下「利用契約」といいます)が成立するものとします。
- 2.利用契約が成立した会員(以下「利用者」といいます)は、当駐輪場の現状を変更、または利用規約に基づく権利もしくは地位を第三者に譲渡・貸与、担保に供することはできないものとします。
- 3.当社は利用契約成立時に、利用者に対して利用許可証を発行します。利用者はこれを直ちに、当駐輪場に駐輪する車体に貼り付けなければならないものとします。
- 4.当駐輪場については、当社京都校の移転または閉校等により、やむを得ず当駐輪場を閉鎖する場合があり、利用者はこれを承諾のうえ利用契約を行うものとします。なお、この場合、利用者に第5条に定める利用期間が残存する場合、本規約第9条第2条を準用し、未使用期間に相当する利用料を返金いたします。

第3条(駐輪可能な自転車)

当駐輪場の駐輪できる自転車は、防犯登録の手続きが完了しており、当駐輪場に駐輪可能な規格及びサイズを満たした自転車に限ります。また、当駐輪場には、前条第3項に定める当社より交付した利用許可証の未貼付の自転車ならびに道路交通法及びその他各種関連法令に違反する改造自転車等の駐輪はできないものとします。

第4条(利用料および支払方法)

利用者は利用契約時に別紙申込書に定める駐輪場使用料を、当社京都校にて、当社が指定する方法で支払うものとします。なお、利用料については、利用契約時の申込書面に定める通りとします。

第5条(契約期間および利用時間)

- 1.利用契約の有効期間は、利用契約時に最長12ヶ月の期間から利用者自身が選択し、利用料をお支払いされた期間の月末(以下、「利用期間」といいます)までとします。なお、利用者が受講する講座の受講期限を超過した当駐輪場の利用契約はできないものとします。
- 2.利用期間終了後、改めて当駐輪場の利用を希望する利用者は、改めて本規約第2条に定める利用契約を行わなければならぬものとします。
- 3.当駐輪場の利用可能な時間帯については、当社京都校入居ビルの規定に準ずるものとします。

第6条(利用許可証の紛失等)

利用者は当社から発行を受けた駐輪場利用許可証を紛失等された時には、直ちに当社京都校に申し出を行い、再発行の手続きを行うものとします。

第7条(利用者による管理)

利用者は、当駐輪場を利用する際には、駐輪する自転車に自己の責任において施錠し管理を行うものとします。自転車の施錠・未施錠を問わず、当駐輪場内における駐輪自転車の盗難・破損等に関して利用者に生じた不利益については、当社では責任を負いかねますので、予めご了承ください。

第8条(一定期間の不使用)

- 1.利用者は利用者の利用期間中であっても次に掲げる場合には、一時的に、当駐輪場の利用ができないことを予め承諾するものとします。
 - (1)当駐輪場の点検・整備を行う場合
 - (2)当社京都校が休業日・短縮営業の場合または校舎を臨時に閉校した場合
 - (3)当社京都校が入居するビルの閉館日またはビルが一時的に閉館する場合
- 2.前項に伴い、利用者に生じた不利益については、当社では責任を負いかねますので、予めご了承ください。

第9条(解約手続)

- 1.利用者は、自己の都合により利用契約を解約しようとする場合には、当社京都校にて当社所定の手続きをとるものとします。なお、利用契約は、利用者より解約書類提出の時を持って終了するものとします。
- 2.利用者が解約手続きを行った場合、解約日の属する月の翌月分から利用最終月までの残額を銀行振込にてご返金いたします。なお、解約に関して、解約日の属する月の日割計算による返金はいたしかねますので、予めご了承ください。
- 3.当駐輪場の解約に伴う返金は、当社所定の日数をいただき手続きいたしますので、予めご了承ください。

第10条(禁止事項)

- 1.当社は、利用者に対し、次に掲げる行為を禁止いたします。
 - (1)駐輪場を第三者に使用または貸与等させること
 - (2)第3条の規定に反する自転車の駐輪
 - (3)自転車以外の駐輪(バイク等の駐輪)
 - (4)当駐輪場内での喫煙
 - (5)利用可能時間外の駐輪

- (6)他人または他の自転車を破損または汚損する等の迷惑行為
- (7)当社京都校利用時(講義出席や自習室利用等)以外での駐輪
- (8)その他、当社が不適切であると判断した行為を行うこと

- 2.当社は、利用者が当駐輪場を不適切に利用している疑いがあると認められる時、または、関係官公署から調査や提出を求められた時には、利用者への事前通知なく当駐輪場や駐輪されている自転車の利用者情報等を開示するものとし、かつ、当社の判断により当該駐輪場留置物を保管、廃棄、その他、設備管理上に必要な処置をすことができるものとします。

第11条(利用規約の解除)

当社は、利用者が次に掲げる事項の一つでも該当した場合には、通知・催告その他の手続きを要せずに、利用契約を解除することができます。

- (1)本規約に違反した場合
- (2)TAC申込規約、その他当社各種利用規約に違反した場合
- (3)当社会員規約に定める会員資格を喪失した場合
- (4)駐輪場の利用に関して当社の指示に従わない場合

第12条(契約終了時の駐輪場及び自転車の処理)

- 1.利用者は、理由のいかんを問わず利用契約が終了するときには、その終了日までに駐輪場を当社に明け渡すものとします。
- 2.利用者が利用期間を過ぎても駐輪場を明け渡さない場合は、当社は当該自転車を所定の保管場所に移送することができ、また、利用期間終了後から3か月間、これを保管するものとします。
- 3.利用者が前項に基づき保管した自転車を利用期間終了後から3か月間経過しても引き取らない場合には、当社は利用者が当該駐輪自転車の所有権を放棄したものとみなし、これを処分します。この場合、当社は利用者ならびに第三者からの苦情等をお受けいたしかねますので予めご了承ください。

第13条(損害賠償責任)

利用者は次の各号に掲げる事項が生じた場合、当社にその損害の賠償をしなければならないものとします。

- (1)利用者が当該駐輪場(第三者が利用する駐輪場を含む)及び設備、共有部分を汚損、破損、毀損、又は第三者に対し損害(第三者の自転車を破損させた場合等を含む)を与えた場合
- (2)利用者が本規約に違反し、当社に損害を与えた場合

第14条(免責事項)

当社は次の各号に掲げる事由に基づき、駐輪自転車が滅失または毀損された場合、当該損害を賠償する責を負わないものとします。

- (1)駐輪自転車の紛失・盗難
- (2)当駐輪場場内の事故及びこれによる損害
- (3)第10条2項に基づき、当社が必要な処理を講じた場合
- (4)天災事変等の不可抗力による場合
- (5)関係官公署からの押収または証拠品として提出を求められた場合
- (6)その他、当社の責めに帰さない場合

第15条(規約の変更)

本規約の変更が生じた場合には、TACホームページ内、京都校の校舎案内ページ(<https://www.tac-school.co.jp/tacmap/kyoto.html>)にてお知らせします。

以上

第16条(最終条項)

- 1.当社は、利用者に対し、次に掲げる行為を禁止いたします。
 - (1)駐輪場を第三者に使用または貸与等させること
 - (2)第3条の規定に反する自転車の駐輪
 - (3)自転車以外の駐輪(バイク等の駐輪)
 - (4)当駐輪場内での喫煙
 - (5)利用可能時間外の駐輪